

情報提供資料

令和5年3月17日(金)

日高市

総務部 税務課 市民税担当

Tel.042-989-2111 内線 1302

課長 武藤 勝

担当者職・氏名 主幹・吉野 修

法人市民税の法人税割の超過課税 (不均一課税) を実施します

令和5年第1回日高市議会定例会において、「日高市税条例の一部を改正する条例」が令和5年3月16日に可決されました。これにより、法人市民税の法人税割について、下記の内容のとおり超過課税（不均一課税）を実施することとしました。

超過課税（不均一課税）の内容

区分	税率
資本金（出資金）の額が1億円を超える法人、または法人税額が年400万円を超える法人	8.4%
資本金（出資金）の額が1億円以下で、かつ法人税額が年400万円以下の法人	6.0% (現行の税率と同じ)

適用開始時期

令和6年4月1日以降に開始する事業年度から

超過課税の理由

当市の財政状況は、市税収入の落ち込みが見込まれる一方、扶助費などの増加により一層厳しい状況となってきました。

このような状況の中、今後、都市基盤・公共施設の維持・更新や防災対策などの費用が必要となります。納付していただく税金については、貴重な自主財源として活用していきます。